

令和 5 年

## 第 9 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 5 年 7 月 28 日

閉 会 令和 5 年 7 月 28 日

大 津 町 議 会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 専決事項の報告
- 令和5年度大津町一般会計補正予算の概要

# 令和5年第9回大津町議会臨時会会議録

令和5年第9回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和5年7月28日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎      2番 田代 元気      3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢      6番 三宮 美香      7番 山部 良二 9番 豊瀬 和久      10番 佐藤 真二      11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光      13番 永田 和彦      16番 桐原 則雄																																								
欠席議員	5番 大塚 益雄      8番 山本 富二夫      14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦																																								
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 飯塚 彩菜																																								
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長 金田 英樹</td> <td>総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長 工藤 あずさ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>総務部財政課長</td> <td>田邊 嵩博</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>木村 欣也</td> <td>教育長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>教育部長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>村山 龍一</td> <td>教育部次長</td> <td>百田 止水</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>西岡 多津朗</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田 博隆</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長兼 選挙管理委員会書記長</td> <td>村山 博徳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>大塚 昌憲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計管理者兼 会計課長</td> <td>中井 雄一郎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長 金田 英樹	総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長	吉良 元子	副町	長 工藤 あずさ			総務部長	藤本 聖二	総務部財政課長	田邊 嵩博	住民生活部長	木村 欣也	教育長	吉良 智恵美	健康福祉部長	坂本 光成	教育部長	羽熊 幸治	産業振興部長	村山 龍一	教育部次長	百田 止水	都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡 多津朗	農業委員会事務局長	梅田 博隆	総務部総務課長兼 選挙管理委員会書記長	村山 博徳			総務部財政課長	大塚 昌憲			会計管理者兼 会計課長	中井 雄一郎		
町	長 金田 英樹	総務部総務課主幹兼行政係長 兼法制執務係長	吉良 元子																																						
副町	長 工藤 あずさ																																								
総務部長	藤本 聖二	総務部財政課長	田邊 嵩博																																						
住民生活部長	木村 欣也	教育長	吉良 智恵美																																						
健康福祉部長	坂本 光成	教育部長	羽熊 幸治																																						
産業振興部長	村山 龍一	教育部次長	百田 止水																																						
都市整備部長 併任工業用水道課長	西岡 多津朗	農業委員会事務局長	梅田 博隆																																						
総務部総務課長兼 選挙管理委員会書記長	村山 博徳																																								
総務部財政課長	大塚 昌憲																																								
会計管理者兼 会計課長	中井 雄一郎																																								

## 会 議 に 付 し た 事 件

承認第 9号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和5年度大津町一般会計補正予算(第9号))
議案第53号	大津町立大津中学校長寿命化改修工事請負契約の締結について
議案第54号	大津町立護川小学校屋根改修工事(建築工事)請負契約について

議 事 日 程 (第 1 号)      令和 5 年 7 月 2 8 日 (金)      午前 1 0 時 開会  
開議

日程第 1   会議録署名議員の指名

日程第 2   会期の決定

日程第 3   諸般の報告

日程第 4   承認第 9 号 専決処分を報告し承認を求めることについて  
(令和 5 年度大津町一般会計補正予算 (第 9 号) )  
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 5   議案第 5 3 号 大津町立大津中学校長寿命化改修工事請負契約の締結について

日程第 6   議案第 5 4 号 大津町立護川小学校屋根改修工事 (建築工事) 請負契約について  
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会  
開議

○議 長 (桐原則雄)   皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和 5 年第 9 回大津町議会臨時会を開会します。

なお、荒木俊彦議員、津田桂伸議員、山本富二夫議員、大塚益雄議員より欠席の届けがあつておりますので、御報告申し上げます。

#### 日程第 1   会議録署名議員の指名

○議 長 (桐原則雄)   日程第 1   会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、3 番時松智弘議員、4 番西川秀貢議員を指名します。

#### 日程第 2   会期の決定

○議 長 (桐原則雄)   日程第 2   会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (桐原則雄)   異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

#### 日程第 3   諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第9号 専決処分を報告し承認を求めることについて（令和5年度大津町一般会計補正予算（第9号））

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第4 承認第9号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和5年度大津町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

お諮りします。承認第9号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様おはようございます。今回の臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

承認第9号「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和5年度大津町一般会計補正予算（第9号））」については、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出の総額を173億2千609万9千円としたものです。

歳出について、消防費506万円、教育費344万4千円をそれぞれ増額し、予備費850万4千円を減額するものです。

以上承認第9号の事案は、地方自治法第218条第1項の規定により、議決事件ですが、急施を要しましたので同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものです。

御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆様、おはようございます。承認第9号の令和5年度大津町一般会計補正予算（第9号）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

います。

第1条で、既定の予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を173億2千609万9千円とするものです。

今回の補正につきましては、7月の2日から3日未明、それから12日の落雷の被害によります各設備の修繕等に係る補正でございます。急施を要したために7月21日付で専決処分した予算を報告し議会の承認を願うものであります。

それでは歳出について御説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款9、項1、目3消防施設費、節14工事請負費は新区の防災行政無線の改修工事費になります。款10、項6、目2体育施設費、節10の需用費は陸上競技場の非常放送設備及びナイター照明版の修繕料になります。節14の工事請負費は、運動公園電話設備の改修工事費になります。節17備品購入費は陸上競技場の放送設備の機器の更新費用となります。

11ページをお願いいたします。

款13予備費で所要の財源を調整いたしております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） これにて提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

落雷による被害ということで、民間でもいろんなところが壊れたという話を聞きます。そしてまた、これ補正予算の概要を見ておりますけれども、9の1の3、節の14の説明の中の下段のほうに米印において長期的に運用するためには本復旧が必要となるということを書いてあります。ということはかなりの予算がまた必要になってくるのかなというふうに考えますけれども、おおよそその本復旧をするための概算というものは出ておりますでしょうか。そしてまたこういった防災行政無線ですね、例えば今時代も変わってきて、昔のすかさかの家じゃなくて、密閉度が高い家が多くなってきております。ものすごく聞こえづらいんですね。そう考えた場合に時代が時代であれば効率的な伝達方法だったかもしれないが、もう時代が変わってきているんですね。それがどういうふうに変えていくのか。実際私が議員としての立場で防災行政ラジオですか。あれ受信機をお借りしましたけれども、実際途中で使えなくなりました。実際今使っておりません。実際何が効率的かなというのも今後検討していかなければ、壊れました修理しますその繰り返しが堂々巡りになっていきはしないかなど。時代にあったそういった防災の在り方、スムーズな伝達そういったものを考えますれば、何らかのここには変化が求められていると考えますので、質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 説明申し上げます。

1点目がですね、事業費の話でちょっと説明が不十分で申し訳なかったんですけど、地震で防災

無線の基盤のほうがやられまして、一時的に復旧しないといけないということで予備費を充用して20万円ほどでしたけども、それがなんとか防災無線がつながるようなかたちで仕組みをしております。そして最終的にはそれだけでは不十分ですので、根本的に基盤がそもそもやられてましたので、それをやらないといけないというのがこの500万円の予算ということですので、今回この500万円を使うことによって最終的に整備ができるということで、説明が不十分で申し訳ございません。

それから2点目の防災行政無線の今後の在り方の話ですけれども、確におっしゃいますように時代の流れとともに大きく変わっております。国のほうもいろんな災害時に対しても、あるいは日頃の住民の行政サービスとしていろんな行政のツールとして手段があるべきだということで国も言っています。そういったかたちで町でも、からいもくんメールであったり、あるいはLINEであったりとかいろんなメッセージをしております。そして今回の防災行政無線と言いますのは、大規模災害時におきます、いわゆるJアラートと言いますけれども、国がいわゆる弾道ミサイルであったりとか大規模な地震災害であったりとか、それについては一定以上の時には自動的に起動して地震の誘導をするものですから、そういったものについて今後行政無線、防災無線として必要だと思っております。そして防災行政無線としてはですね、当然屋外にいる方についてはいろんな情報を瞬時に知ることも大事ですので、そういった防災無線も必要だと思います。

一方では、メールとかいろんな携帯電話ありますので、そういったアプリを使うとかLINEを使うとかそういうメッセージの手法でやっていくということで、多くの手段を使うことによってより瞬時に多くの情報をタイムリーな情報を住民の方に伝えたいということで今後進めていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

今Jアラートのお話が出ました。このJアラートは、いろんなそういった情報がリアルタイムにどーンと自分のスマホあたりに送ってきますよね。実際これはJアラートは、私は良い取組だなど人としての生命、安全そういったものを守るためには非常に必要だと思っております。そこは私はずっと思ってたんですよ。JアラートとJアラートの下層かなにかに、大津町のすぐ状況を調べることができるようなひも付けていうものはできないものかなとか思っておりましたけれども、その辺のこちらから一方的にどんと押せるようなJアラートこれに組み込んだならば、これは国がやることです。大義がたっているわけですよ。それにぶら下がる形で町のそういった伝達がうまくできればとか考えたりするんですけども、そういった話というのは今総務部長が説明されました検討中というところで治まっているのか、結構煮詰まっておりますというのはそういったなんというか有効な手段、効率的な手段というのがどこまで進んでいるんでしょう。まだそういった思いだけで終わっているのか、既に踏み出しているのかその点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） Jアラートについては当然国のほうがやっている事業ですので、なかなか



町単独で動くことはできませんので、今おっしゃったように例えばJアラートだけでいいのか、あるいは高齢者の方たちに対してどういった情報伝達手段があるのか、いろんな情報手段を考える中で町としてどういうかたちがいいのかを含めて必要であればあるいは県、あるいは国に対してそういった情報伝達についての進言はしていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは、承認第9号について質疑をいたします。

先ほど来から先回の臨時議会の中でも雷対策はどうなるのかという話が出てたと思うんですね。今回もそうですね。雷の被害については直接当たる、直接雷というのと誘導雷というのがあると。この誘導雷というのが非常にくせ者でありまして、雷が落ちたところに電子機器やらにこの影響が出ると。現前として大津の東小校区であったりとか、美咲野団地の中でもこの誘導雷の被害にあって電子機器壊れたという方がいらっしゃいます。昨年度は矢護川大津線では照明のほうがこれも誘導雷にやられたものだと思いますが、被害にあっているというところでもあります。雷は自然災害でありますけれども、これも防災対策として有効なものが何かあるのかというところかなり難しいお尋ねになると思うんですが、現在例えば避雷針という言葉がありますけど、あれ避雷じゃないんですよ。誘導するんですよね。雷を誘導してその地域に導き出す。建築基準法においては20メートル以上の建物については避雷針を設けることとなっているという法になっていると思います。開けた地域に住んでいる方、あるいは山手に住んでいる方、雷に対して怖いというところあると思います。

町として何か対策があるのか、あるいは研究する余地があるのかお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 避雷針の話があつたりとかしてありますが、実はこの防災行政無線についても見ていただくと上の方に避雷針はついております。どうも調べてみますと先ほどいわゆる地面から誘導雷で雷が地面から伝わってあがってきて機器がやられたんじゃないかの話もありますので、これまでもいろんな公共施設については避雷針つけておりますけれども、それじゃなくて地面から拾って、それでいろんな機器がやられたということもございますので、それについてはなかなか対策が打てないというのが現実的でありますので、どういった方法が有効なのかについて我々としてもしっかり調べていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今の話の続きになりますが、今度修繕するようですがその雷対策をしたような製品を導入するのか、その辺わかりますか。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 一応製品につきましては、これまでの製品と同じようなものを使っておりますので、その製品を入れることによってそれが避雷対策になるかということではなくって、あく

までも今の防災行政無線に避雷針を作ってますので、それで避雷対策をやっているというようなことになります。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） なんですかね、照明施設とか全部結構落ちてるんで雷対策用の製品ちゅうの結構出てるんで、そういう少し高かったとしても今後また同じようなことがあれば、また同じことの繰り返しになるんで、そういう雷対策のしてあるような製品というのはJRとかでも結構使ってるんでそういうのを導入するべきじゃないでしょうかね。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 当然考え方としてそういった機器が必要だと思っております。ただ今回補正予算あげております機器の修繕については15年くらい前に導入した防災行政無線ということで、それと同等、同じような品物をいれないとあわないということを知っておりますので、当然今と同じようなものをいれますけれども、今後の方針については議員おっしゃるようなかたちでそういう商品があればいれていくことが必要だと思っております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず承認に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第9号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和5年度大津町一般会計補正予算（第9号））を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第9号は承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

#### 日程第5 議案第53号から日程第6号 議案第54号まで一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第5 議案第53号、大津町立大津中学校長寿命化改修工事請負契約の締結について及び日程第6 議案第54号、大津町立護川小学校屋根改修工事（建築工事）請負契

約についての2件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第53号及び議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号及び議案第54号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました承認案件について、御承認をいただき誠にありがとうございます。

次に議案第53号「大津町立大津中学校長寿命化改修工事請負契約の締結について」ですが、令和5年6月5日に条件付一般競争入札の公告を行い7月18日に入札を実施しました。入札の結果、宇都宮・長田建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮誠二様と17億1千28万円で工事請負契約を締結したいと思うものです。そのために議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約につき議会の議決を求めるものです。

次に、議案第54号「大津町立護川小学校屋根改修工事（建築工事）請負契約について」ですが、令和5年6月8日に、条件付一般競争入札の公告を行い7月18日に入札を実施しました。入札の結果、西原・恵建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町引水751番地、株式会社西原建設工業、代表取締役、鈴木秀和様と2億1千450万円で工事請負契約を締結したいと思うものです。そのために議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約につき議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細の説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議案第53号の大津町立大津中学校長寿命化改修工事請負契約の締結につきまして、御説明を申し上げます。

議案集は2ページと3ページ、説明資料集は1ページから4ページをお願いいたします。

今回の工事請負契約案件は大津町立大津中学校長寿命化改修工事ですけれども、工事の概要につきましては、後ほど教育部長が説明をいたしますので、私のほうからは入札関係について御説明をいたします。

本入札は町の一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づきまして、条件付一般競争入札により実施をいたしております。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

建設工の種類は建築工事建築一式工事で特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町の特定建設工事共同企業体の事務取扱規程に基づき甲型共同企業体とし、構成員数は2社としております。代表構成員は熊本県の格付建築A1等級、構成員には県の格付建築A1、A2またはB等級としております。営業所の所在地は代表構成員は県内に主たる営業所を有すること。構成員には町内に主たる営業所を有することとしております。施工実績に関する事項としましては、代表構成員は平成21年度以降元請として、国内において完成したRC造の建築一式工事で請負金額が11億円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。また配置予定技術者に関する事項としましては、記載のとおりでございます。令和5年6月5日に条件付一般競争入札の公告を行い入札参加資格を確認し、7月18日に入札を実施いたしました。

2ページをお願いいたします。

入札の結果について御説明をいたします。入札参加者は3社で、入札参加者、入札金額、入札比率予定価格等につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、宇都宮・長田建設工事共同企業体、代表者、大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役、宇都宮誠二様が15億5千480万円で落札され、契約金額は17億1千28万円となっております。工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨意思表示を通じた日の翌日から令和6年の2月28日までとしております。

以上よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第54号、町立護川小学校屋根改修工事（建築工事）請負契約について御説明申し上げます。

議案集は4ページ、5ページ、説明資料集は5ページから8ページをお願いいたします。

今回の入札につきましては、町の一般競争入札に係る事務手続要領に基づきまして条件付一般競争入札により実施をいたしております。

説明資料集の5ページをお願いいたします。

建設工の種類は建築一式工事で、特定建設工事共同企業体への発注工事とし、町の特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、甲型共同企業体とし、構成員数は2社もしくは3社としております。代表構成員は町格付のA、構成員には町格付の建築BまたはC、構成員さんは町格付建築Cとしております。営業所の所在地は全構成員が町内に主たる営業所を有することとしております。施工実績に関する事項として代表構成員は、平成21年度以降元請として日本国内において完成したRC造、S造または木造の建築一式工事で請負金額が1億3千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することといたしております。また配置予定技術者に関する事項としては、記載のとおりでございます。令和5年6月6日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、7月18日に入札を実施いたしました。

6ページをお願いいたします。入札結果について御説明をいたします。

入札参加社は4社で入札参加者、金額、入札比率、予定価格等につきましては、記載のとおりで

ございます。なお、4社のうち3社が入札率100%ということになっております。これにつきましては、事業者のほうに聞き取りをいたしましたら、今後の物価高騰を見込み積算額が予定価格を超えたために100%の入札でということになっております。

入札の結果、西原・恵建設工事共同企業体の代表者、熊本県菊池郡大津町引水751番地の株式会社西原建設工業の代表取締役、鈴木秀和様とが1億9千500万円で落札され、契約金額は2億1千450万円となっております。工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通じた日の翌日から令和6年の6月28日までとしております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは私のほうから工事概要のほうを説明させていただきます。

まず議案第53号の大津町立大津中学校長寿命化改修工事請負契約の締結について、概要を説明いたします。

説明資料集の3ページ、4ページのほうでお願いいたします。

大津中学校は建築後42年を経過する大津中学校校舎の長寿命化改修工事を行います。1期工事では校舎南側の管理普通教室と鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積3千246平米とその西側の増築棟鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積544平米、それからエレベーター棟鉄骨造3階建て延床面積60平米の改修を実施いたします。

2期工事では、校舎北側の特別教室棟の鉄筋コンクリート造2階建て延床面積2千269平米、昇降口棟鉄筋コンクリート造2階建て延床面積223平米の改修を実施いたします。

工事の概要としまして、校舎外壁の改修、劣化の確認された躯体の補修のほか、内部仕上の木質化、トイレの洋式化、乾式化によります改修、それから校舎のバリアフリー化、給排水設備等の更新を行い、校舎の長寿命化を図ります。

工事のスケジュールについてです。1期工事では、まず南側校舎の普通教室、管理増築棟側が仮設校舎のほうに移動し施工を開始いたします。施工完了後、新しい校舎に引っ越しをいたします。予定では、令和6年3月末を予定しております。

次に、仮設校舎の改修を行い、今度は2期工事としまして、校舎北側の特別教室等が仮設校舎のほうに移動し、施工を開始いたします。予定では、令和7年3月の竣工を予定しております。

工事期間中の生徒や来校舎の安全面につきましては、工事箇所の範囲を区切って改修工事を実施するため仮設計画を十分に検討し、安全面には十分留意しながら工事を進めてまいります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、次に議案第54号、大津町立護川小学校屋根改修工事請負契約について工事の概要を御説いたします。

説明資料集の7、8ページをお願いいたします。

護川小学校校舎は平成6年建築、鉄筋コンクリート造、一部ブロック造、2階建て延床面積3千

698平米の建物です。学校内の至る箇所で雨漏りが発生し、教室内の雨漏りもあり修繕により部分的な対応では、対応が困難となっております。今回の工事の概要としましては、既存の陶器瓦を撤去し現状の歪みを調整した上でガルバリウム鋼板吹の屋根を改修いたします。また天井の改修工事とあわせて照明設備をLED化へ改修いたします。構造改修工事としては、廊下のはりに入った亀裂については樹脂注入等により補修を行う施工としております。

工事の施工はABCの3工区に分けて実施をいたします。工事対象となった教室は施工期間は仮設校舎へ移動し、ABC工区の順番に移動と引っ越しを繰り返しながら施工をしてまいります。

竣工予定は令和6年6月を予定しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄） これにて提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） まず議案第53号について質疑を行います。

説明資料を見ておまして工事の概要としましてもう内装もえらく変えるらしくて、木質化とか書いてあります。これですね、このところは詳しく聞きたいんですけども、例えば美咲野小学校あたりが建てたときあたりも、いろんなかたちで町の木を使ってその寄附をいただいたりして作った経緯があったかと思えますけれども、こういったものに対してからは目的とするならば例えば木の需要の問題か、それとも暖かみのあるいうならば校舎に変えていくとか、そういった何らかの理由があると思うんですね。この点をお聞きしたいと思えます。あとは耐久性の問題です。これがどういった影響を及ぼすか。例えば大津中学校あたりを校舎あたりを回って見ますと、かなり中学生くらいになると元気がいいもんで、天井が何らかでつついて穴が開いたりとか、いろんな形跡があったりとかするわけですよ。そういったものに対してからの例えば今後こういった木質化をします。いろんなかたちでこれを木質化した方がいいが、これに例えばスプレーで落書きされました。いろんなことを悪さをされましたと言ったときに、修理費が特別なやり方をやったんでやたら高くなるとか、それをそういった壊した人とか破壊した人がきちんと弁償してもらえればもちろん済むことかもしれませんけれども、やはりこういった校舎というのはメンテナンスの部分というのもきちんと計算に入れて、今後長く長寿命化という限りは使っていかなければならないと。多大なお金を入れるわけですから。これについての木質化の目的及び材料はどこから調達するのか、そして耐久性、そしてそういったメンテナンスがどういうふうを考えておられるのか質疑いたします。

次に議案第54号について質疑いたします。

先ほどの説明で予定価格100%が3社あるということの説明を受けましたが、異常ですね。これは、どう見ても。やはり競争は行われなかったということで、市場自体は今後の価格変動が非常に恐ろしいと。それで請け負ってしまったならば、とても赤字が利益が出ないというふうなことが予測されるという説明であったかと思えますが、95.7%で落札された共同体がここが工期中の積算単価というのはきちんと計算されてあげてこれらと思えるんですけども、この変動によって

100%よりも高くなるというような事情も出てくるかと思うんですよ。その時は恐らく専決処分の願いが出てくると思います。1億9千500万円なんで、5千万円以内とか、いろんなかたちですね。そしてこの100%という入札の仕方が無意味になってくるわけですよ。いや95.7%以上は出せないというふうであるならば、この100%が3社でるっていうのは納得はいくわけです。ところが95.7%で落札したところが、その後の価格変動が起きましたと。ですので、実際に入札価格と比較するならば110%ぐらいになってしまうと。しかし入札で落としたんですね。落札したんですね。そういったことも考えられませんかということです。ということは、そういった変動についての確固たる根拠があるならば、町としても入札に対してそういった変動に応じる証拠というものがきちんとあるならば、そのところは価格の改定という幅を持たせるのが考え方の一つではないかなとも考えられます。ここの考え方は非常に重要で今様々なものが値段が変動しておりますし、特に資源がない日本でありますので円安です。インバウンドはどんどん来てます。1ドル100円が150円の価値になるというような極端に言えばですね、そういった感じなんで逆にこちらは外国製品をドル建てで買うときには、ものすごく高く出さなければならないという状況がっておりますので、この点についても質疑しときたいと思います。そしてまた今度は瓦をふき替えじゃなくて、撤去してガルバリウムにするということでしたよね。今まで何度と幾度となく雨漏りというのがあってその都度修理してきたかと思えます。ですので、今回ガルバリウムに変えることによって雨漏りというものが完璧というのはちょっと求めすぎかもしれませんが、瓦の時と比較するならばメンテナンスのしやすさ、また原因の究明がやすくなるとか、いろんなかたちがメリットが出てくると思いますが、その点についてどの程度のメリットを考えておられるのか。またガルバリウムと例えば瓦を考えた場合は、瓦っていうのもあの当時っていうのは、確かやはり日本の瓦っていいよねって。そしてまたこんなに気温が高いとき、日照りが強いときには効果的だよんという効果もその時にはうたわれたと思えますけれども、比較してのメリットその点についても伺いしておきたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、永田議員の質疑にお答えします。

何点かございましたけど、まず大津中学校のほうの木質化についての質問だったと思います。木質化するに於ける理由というようなところでは、議員もおっしゃったようにやはり美咲野小学校でも町の木を使って木質化の工事をしたところがございます。今回も大津中学校のほうでも木質化ということで、施工させていただきます。一応今回腰壁、それからパーティション、廊下と教室の間のパーティションですね、と床の部分を木質化を考えているところです。先ほど言われていたようにぬくもり暖かみのある、そして地元のできるだけ県産材あたりを使用した施工ができればと思っております。また既存の現在の大津中学校の当時の廊下あたりの材質教室の床材につきましても、特性がございまして非常に維持管理に苦慮した部分がございます。ただ今回木質化によりまして安全面も考慮したところを施行を一応考えて施工をするところと考えておるところです。それから今後長く使っていかなければならないという部分では、維持管理費という部分では、現在も美咲野小

学校もそうですが、ほかの増築棟あたりにも木質化による施工をさせていただいております。非常に評判も良く安全面もこけた場合の安全面ですとか、そういったところについても木質化のほうが子供たちにとっても良い施設であると考えておりますし、メンテナンスはどうかということでは、特段いたずらが今現在あったりとかそういったところで破損したりところも特にはありませんので、できるだけ今後も、今回長寿命化をしますことによりまして今後約30年ほどこの施設をもたせていかなければならないと考えておりますので、またその間には屋上の防水メンテナンスですとか、また途中で大規模改修というのもやりながらそういった長寿命化をはかっていきたいと考えております。

それからもう1点護川小学校のほうの件ですけれども、今回入札で100%が3社あったというところでは、今回設計をする段階でも直近まで単価の積算を設計を注視してやっております。直前にも単価の見直しを行い、今回設計入札のほうに入らせていただいたところがございます。ですので、最新の市場価格の段階での設計をさせていただいているところがございますが、今後価格の高騰とか物価の高騰とかそういったところは確かにあるところでは心配される所ではございますので、今後また施工業者や管理業務委託業者とも協議を進めながらできるだけ早い段階での資材の発注とかそういったところを協議を進めていきたいと考えております。

それから今回護川小学校、瓦葺きをガルバリウムというかたちで施工をさせていただきます。この件につきましては、まずメリットといたしましては現在瓦葺きで施工をしております、ちょうど構造上の課題もあり、例えば廊下の梁が少したわんできたりとか、重さの関係でたわんできたりとかいう症状も見られているところでもございました。今回はそういったところをガルバリウムにすることによって軽量化し耐震性が高く躯体への負担が少ないといったメリットもございます。それから耐用年数が30年から40年と長いという部分、それから金属性のため防水性が高いといったそういったメリットを考えて今回ガルバリウムというかたちでの施工にさせていただいているところです。

以上、回答を終わります。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 入札関係についてちょっと関連で申し上げますと、設計については担当部長のほうで申し上げたとおりです。入札担当のほうなんですが、当然入札が終わりまして設計についてはその当時の物価の単価基準をもとに設計をやっていきます。ただし、その後の物価スライドでどんどん状況変わっていきますので、実は町の公共工事の請負約款というものがございましてその中の25条の中で賃金または物価の変動に基づく請負代金等の変更というのがございます。その中で物価スライドによる影響が出ているということであれば、今後の施工管理の中で協議をしていきますので、その中で事業者と協議をして進めてまいりたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

最後に25条のことを言われましたよね。例えばこの100%で3社出したということは、この



25条のことは知らないんじゃないですか。それがちゃんと知らしめてあるならば、最初の説明の時には今後の資材の高騰、言うならば利益を確保できないということを言われたみたいなことを言われたんで、最初の説明と今の25条にはきちんとありますからというのはちょっとずれると思います。最初に言われたのはそういった趣旨のことを言われたんじゃないかなかったですかね。この3社は今後の言うならばいろんなものの高騰によって利益確保ができないから100%として出しましたというようなことを言われたと思いますけれども、私はこの25条というのの理解がされていなかったのではないかなというふうに考えますが、この点について再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） この公共工事の約款については公表しておりますので、十分業者のほうは事情は知っていらっしゃると思います。

ただし、設計をする段階のいわゆる考え方と言いますか、我々の設計としては現在の最新の単価をもとに設計してはありますが、事業者のほうはその辺の今後の物価スライドも含めて設計されたのかなというふうには考えております。その辺の違いがあるのかなと思っております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

あくまで求めたいのは、公平な競争なんです。この数字は競争は行われていないと私は言いたいんですね。町の工事だからということで100%として出されました。これは町の工事は請けたい。そして地元の業者であるという自負から出したのではないかなと私は感じるわけですよ。しかしながら結果として、公平な競争が行われたかどうかで私は度々言いますよね。競争入札なんです。競争が行われる状況に持って行ってないんじゃないですかって私は言いたいんです。だから業者によってそういった理解だったんですかねという説明であるならば、それは違うと思います。公正な競争が行われるように町はきちんと説明してそして進めなければならないと思いますので、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 入札にあたっては、それぞれの事業者がそれぞれ基準に基づいて積算されますので、それに基づいて今回入札に参加されたと思っております。最終的に4社のうち1社は落札されておりますので、十分入札としては競争性働いていると思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。最初に議案第53号、大津町立大津中学校長寿命化改修工事請負契約

の締結についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第53号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に議案第54号、大津町立護川小学校屋根改修工事（建築工事）請負契約についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第54号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和5年第9回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年7月28日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 時 松 智 弘

大津町議会議員 面 川 秀 貢